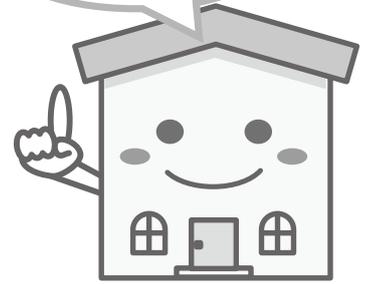


空家の新制度



空き家バンクを開設

活用可能な空家の流通を促すため、愛知県宅地建物取引業協会との協定に基づき、「大口町空き家バンク」を開設しました。

空家をお探しの方、空家の売却や賃貸などをお考えの方は、空家総合相談窓口 ☎052-522-2567または、町ホームページをご覧ください。

空家等対策補助制度

を始めました

町内の良好な住環境を確保し、地域住民の安全な生活環境を保つため、空家等に関する補助制度を始めました。

空家等の建物が倒壊する、物が落下・飛散するなどして近隣住民の方

や通行人に被害が生じた場合、空家の所有者は損害賠償などで管理責任を問われることがあるため、適切な管理が必要です。

危険空家除却費補助金

管理不全の空家で倒壊や建築材の飛散の恐れのある危険な住宅（不良住宅）と町が認めた危険な空家を除却する費用の一部を補助します。

補助金申請の前に、「危険空家判定申請」が必要です。判定結果により、補助金申請の可否が決まります。

▽補助額 除却工事にかかった費用の5分の4（上限40万円）

空家活用改修費補助金

「空き家バンク」に登録されている空家または登録を予定している空家を改修する方には、改修費用の一部を補助します。

※改修工事の契約前に申請が必要です。

▽補助額 改修にかかった費用の3分の2（上限40万円）

活用可能な空家については、「空き家バンク」を利用して流通を促すため、「耐震改修費補助金」と「空家活用改修費補助金」を併用することが可能です。

木造住宅の耐震補助制度

木造住宅の無料耐震診断および耐震改修費補助

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法また伝統構法）の無料耐震診断および耐震改修費補助制度について、空家を対象に加えました。

木造住宅除却費補助金

耐震性のない木造住宅の除却工事費の一部を補助します。

※前年度までに無料耐震診断を受け、補助金の申請の際に、無料耐震診断結果が必要です。また、除却工事前に申請が必要です。

▽補助額 除却工事にかかった費用の上限40万円

移住定住支援制度

を始めました

子育て世代をはじめとした若年層の定住を促進させ、バランスのとれた人口構成を実現し持続的に発展していくため、また将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的に、移住・定住支援補助制度を始めました。

同居支援補助金・近居支援補助金

町内に1年以上お住まいの親世帯

のもとへ、町外に1年以上お住まいの子世帯が同居または近居する場合、住宅の新築等にかかるまたは取得にかかる費用の一部を補助します。

※リフォーム、新築等工事または取得にかかる契約前に申請が必要です。

▽補助額 リフォーム、新築等または取得にかかる費用の3分の2（上限40万円）

在勤者定住支援補助金

町内の事業所等に一年以上継続して勤務または在籍する方を対象に、住宅の新築または取得にかかる費用の一部を補助します。

※新築工事または取得にかかる契約前に申請が必要です。

▽補助額 新築または取得にかかる費用の3分の2（上限40万円）
空家住宅等の取得の場合は上限100万円）

各補助金については、対象となる住宅や対象となる方の条件等があります。詳しくは、まちづくり推進室までお問い合わせください。

問合せ先

まちづくり推進室（空家総合相談窓口） ☎95-1614